法令実務A「法制執務の基礎」の演習について

㈱ぎょうせい　松尾弘子

改正演習の進め方

今回の演習では、一部改正条例の作成をテーマとして採り上げます。演習の大まかな流れは、次のとおりです。

【８月31日講義】　※事前準備により記入後の別紙Ａ・Ｂを持参してください。

①　法令文の表現、一部改正の原理等の基本的な事項について説明します。

②　改正規定の書き方については、事前課題の解説を通じて、誤りやすいものについて説明します。

【９月２日、３日討議・発表】

グループワークで、一部改正条例案を作成していただきます。

事前準備の内容

改正演習の研修効果をより高めるため、事前準備をお願いします。

【必要時間は、３時間～６時間程度を想定しています。】

Ａ　次の事項について調査、検討の上、別紙Ａに御記入ください。演習の各班での討議の中で、必要に応じて事前準備で確認した事項を共有・検討していただきます。

１　御自身が所属する地方公共団体の例規集（以下単に「例規集」といいます。）について、次の事項について調査・確認してください。

①　各例規名が並んでいる目次を眺めてみてください。

②　例規集登載例規の中から任意の１件を読んでみてください。

　③　「公用文作成の要領」の語を含む例規はありますか？

④　「空き家」「ごみ屋敷」のいずれかに関係する条例や規則（関係していそうなもの）はありますか？

２　「空き家」「ごみ屋敷」に関する社会への影響、問題となっているような事実・事例はあるでしょうか。例規集以外から、そのような事実、事件等が分かるものがあるかを調査してみてください。

Ｂ　一部改正の際に必要となる改め文についての課題別紙Bに取り組んでみてください。

以上

**別紙Ａ**

※記入欄の行数は、適宜増減していただいて構いません。

１-①　各例規名が並んでいる目次を眺めてみてください。

|  |
| --- |
| ・気付いたこと、気になったこと等 |

②　例規集に登載されている例規の中から任意の１件を読んでみてください。

|  |
| --- |
| ・選んだ例規の題名 |

　③　「公用文作成の要領」の語を含む例規はありますか？検索してみてください。

|  |
| --- |
| ・例規の題名 |

④　「空き家」「ごみ屋敷」のいずれかに関係する条例や規則（関係していそうなもの）はありますか？

|  |
| --- |
| ・例規の題名 |

２　「空き家」「ごみ屋敷」に関する社会への影響、問題となっているような事実・事例はあるでしょうか。例規集以外から、そのような事実、事件等が分かるものがあるかを調査してみてください。

|  |
| --- |
|  |

**別紙B**

次に示す見え消し手入れのように改正されるよう条ごとの改正規定を作ってみましょう。

所属の地方公共団体で用いられている手法（改め文方式・新旧対照表方式のいずれか）で作成してください。

|  |
| --- |
| 見え消し手入れ：例　（・・・・・AAａａ）第２条　・・・・・・・・・・・。２　・・・・・・・・・・・・・。 |
| 改正規定：例▶改め文方式の場合　第２条の見出し中「ＡＡ」を「ａａ」に改める。▶新旧対照表方式の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| （・・・・・ａａ）第２条　略２　略 | （・・・・・ＡＡ）第２条　・・・・・・・・・・・。２　・・・・・・・・・・・・・。 |

※　表の見出し語、左右のどちらに新・旧を配置するか、改正対象字句のない条文を略とするかどうか等については当該自治体のルールにのっとって整えてください。 |

題名～第２条　略

　（・・・・・）

第３条　・・・・・ＡＡａａ・・・・・・・・・・・。

２　・・・・・・ＢＢｂｂ・・・・・・・・。この場合において、・・・ＢＢｂｂ・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

　（・・・・・）

第４条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

　（１）　・・・・・

　（２）　ＣＣｃｃ

　（３）　・・・・・・・

　（４）　・・・・・・・

　（５４）　・・・・・・・

|  |
| --- |
|  |

　（・・・・・）

第５条　・・・・・ＡＡａａ・・・・・・・・・・・・・・。

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

　（・・・・）

第６条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

　（・・・・）

第７条　・・・・・・・・・・・ＡＡａａ・・・・・。

　（・・・・）

第８条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。ただし、・・・ＡＡａａ・・・・・。

　（・・・・）

第９条　・・・・・・・・・・・ＡＡａａ・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

　（・・・・・）

第１０条　・・・・・・・・ＤＤ・・・・ＥＥ（ｆｆ）・・・・・・・。ただし、〇〇については、この限りでない。

　（１）　・・・・・

　（２）　ｇｇ

　（２３）　・・・・・

　（３４）　・・・・・・・

　（４５）　・・・・・・・

　（５６）　・・・・・・・

|  |
| --- |
|  |

　（・・ＨＨｈｈ・・・）

第１１条　・・・・・・・・ＨＨｈｈ・・・・・・・。

２　・・・・・・ＨＨｈｈ・・・・・・・・・・・。

|  |
| --- |
|  |

以下　略

以上